

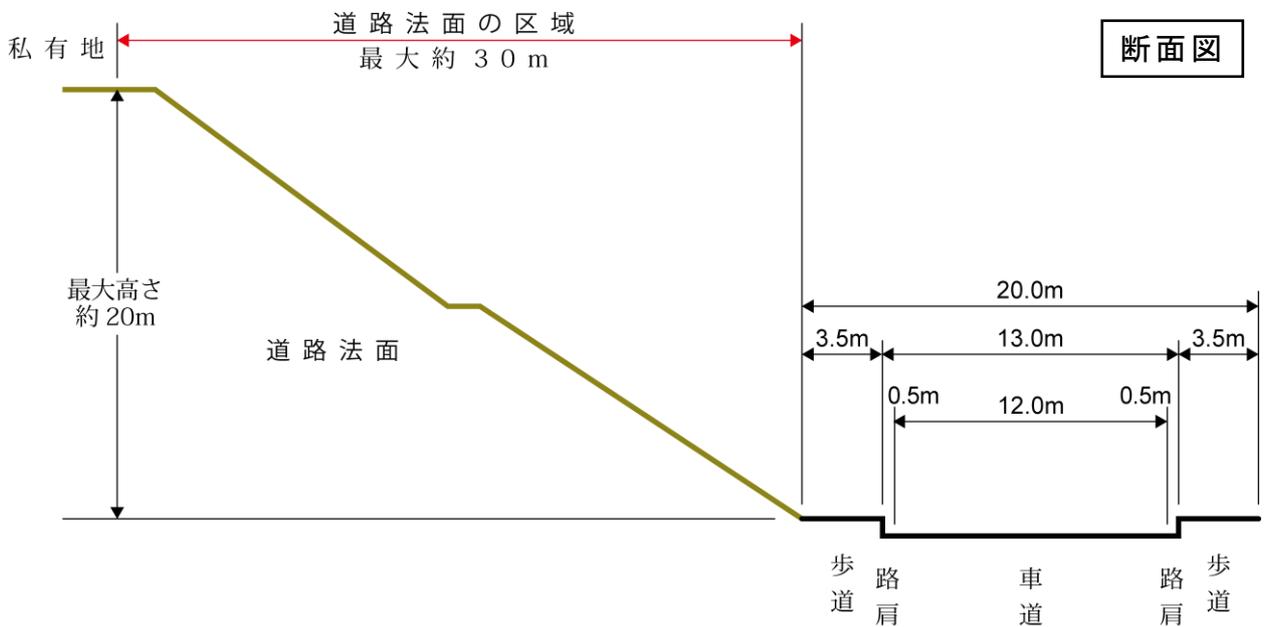
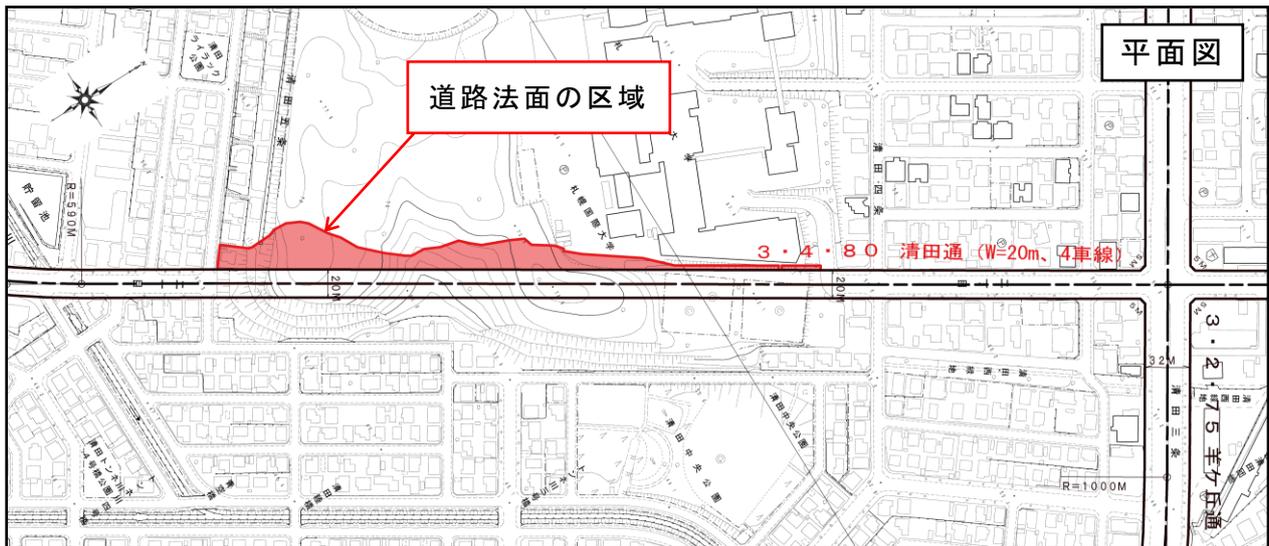
都市計画道路（3・4・80 清田通）の変更案



1 都市計画変更の概要

【3・4・80 清田通】

- 一部区域の変更（変更区間 L≒470m）
 - ・ 道路法面を都市計画道路区域に追加



2 都市計画変更の経緯と理由

- 清田通は、平和通を起点とし、清田中央通を終点とする延長 5,850mが都市計画決定されており、このうち、市道清田 77 号線から市道清田 86 号線までの区間延長約 470mが未整備となっている。
- 平成 24 年度から未整備区間の事業に着手しており、平成 29 年度の完成を目指している。
- 未整備区間は、大きな高低差がある地形のため、擁壁や法面による高低差の処理が必要となるが、当初の都市計画決定では、その区域が未定であったため、本線のみ計画決定されていた。
- この度、事業実施段階で行う測量、設計により、高低差の処理に必要な擁壁や法面の形状が確定したことから、その区域を都市計画道路の区域に追加する変更を行う。